平成２７年（フ）第４４号
徳島県三好市三野町芝生1240番地６、前住所埼玉県比企郡滑川町大字月輪940番地77
債務者　東　　侑子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第５５５号
千葉県野田市三ツ堀969番地の111
債務者　染谷　和良
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６４９号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地　常盤平公団住宅Ｅ街区17棟102号
債務者　田村　綾子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６６号
千葉県松戸市西馬橋幸町117番地　ロザール松戸201号
債務者　繁泉光太郎
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第８２５号
仙台市青葉区高松３丁目17番30―402号
債務者　洞内ミネ子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
福島県いわき市内郷高坂町立野25番地の10グロリヤハイツＢ―203
債務者　新妻　知恵
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２６４号
茨城県ひたちなか市田宮原4429番地　ハウジングパークⅣ棟102号
債務者　目黒　澄人
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９５号
茨城県日立市多賀町１丁目11番22号、住民票上の住所茨城県日立市大久保町４丁目17番17号
債務者　谷田部邦子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１００号
茨城県日立市助川町４丁目26番１―203号
債務者　酒部　康介
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１０１号
茨城県日立市末広町５丁目２番37―102号、前住所茨城県日立市大久保町３丁目17番18―102号
債務者　藤田美知子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２号
茨城県日立市平和町１丁目10番６―202号
債務者　志賀　梅子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３８３号
岐阜市北一色２丁目３番13―101号（エステート沢田）、前住所岐阜市領下４丁目25番地１
債務者　横関　梅乃
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５８号
滋賀県近江八幡市中小森町730番地１　ヒルバレー202号、前住所滋賀県近江八幡市堀上町73番地１（Ｅ―202号）
債務者　林　　理英
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１６１号
滋賀県東近江市川合町1724番地１、前住所滋賀県近江八幡市丸の内町５番地92
債務者　北川　道子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第９９３号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ51棟206号
債務者　田中　良孝
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
神戸市垂水区東垂水町字高丸762番地の995、従前の住所神戸市垂水区塩屋町８丁目７番７号
債務者　鈴木　克児
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部